

一般国道 371 号改築工事（和歌山県橋本市市脇四丁目地内から同県同市清水字石井地内まで）並びにこれに伴う一般国道 370 号改築工事及び市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事に係る社会資本整備審議会公共用地分科会議事要旨について

#### 開催日時

平成 16 年 4 月 26 日（月） 13：30～15：30

#### 開催場所

国土交通省会議室

#### 議題

一般国道 371 号改築工事（和歌山県橋本市市脇四丁目地内から同県同市清水字石井地内まで）並びにこれに伴う一般国道 370 号改築工事及び市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事の事業認定関係

#### 議事要旨

国土交通省近畿地方整備局長から付議された一般国道 371 号改築工事（和歌山県橋本市市脇四丁目地内から同県同市清水字石井地内まで）並びにこれに伴う一般国道 370 号改築工事及び市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事について、公共用地分科会における審議の結果「土地収用法第 20 条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通省近畿地方整備局長の判断を相当と認める。」との意見が決議された。

同意見は、社会資本整備審議会令第 6 条第 6 項及び社会資本整備審議会運営規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における主要な意見は次のとおりであった。

・本件事業の公益性の一つとして、紀の川を渡る新橋梁が出来ると紀の川の南側の住民にとっては、北側の橋本市内中心市街地へのアクセス性、利便性が高まることも考慮して良いと思う。

・意見書の内容を踏まえると、歩道幅員に対する事業認定庁の考え方としては、道路構造令の基準に合致という説明の仕方ではなく、具体的に道路構造令の基準を満たすにはこれだけ必要であるというような説明の仕方を検討してはどうか。

・起業者独自の環境影響予測評価結果で環境基準内であっても、実際に供用後基準を超えるような場合には、事後であるためなかなか対応してもらえないケースがあると聞いている。

・意見書の内容は、道路計画全体の公益性について直接言っているわけではなく、どちらかという個人的色彩が強い意見であると考えられ、起業者の事前の説明・対応の中で納得の得られるべき話ではないか。

・「思ったとおりの家が建てられない」という意見書の意見に対する事業認定庁の回答について、相手の立場に立ったよりわかりやすい表現への工夫の余地があるにしても、この意見は収用に伴う補償に関する意見と考えられることから、公益性の判断とは無関係であるという点は、曖昧にならないよう明確に記載すべきである。